

平成27年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成27年12月7日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第94号の質疑
- 日程第 2 議案第95号～議案第104号の質疑
- 日程第 3 議案第87号の質疑
- 日程第 4 議案第88号～議案第92号の質疑
- 日程第 5 議案第93号の質疑
- 日程第 6 議案第105号～議案第109号の質疑
- 日程第 7 議案第110号の質疑
- 日程第 8 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 9 請願・陳情等の関係委員会付託について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長補佐	関谷浩行	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼
議事調査係長 増田 健造

議事調査係 長岡 栄治

議事課長 大武 利幸

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第94号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第1、議案94号 条例の制定案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第94号 条例の制定案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第95号～議案第104号

の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第95号から議案第104号までの条例改正廃止案件10件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第95号から議案第104号までの条例改正廃止案件10件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第87号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、議案第87号 一般会計補正予算案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、議案第87号 平成27年度12月補正予算の一般会計補正予算案、予算の部分で質疑をいたします。

補正予算執行計画書7ページになります。

3款民生費、2款3目認可保育園費、認可保育園運営費の返還金4,076万1,000円についての説明を求めます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 認可保育園運営負担金の返還金、トータルで4,076万1,000円についてのご質問にお答えいたします。

まず、各運営費負担金等々、実績が確定して、翌年度に返還するというものが交付金等の一般的な形態でして、その中で26年度の負担金の精算に伴う返還金という計上でさせていただいたものについては、26年度中に交付を受けたものを翌年度に実績に基づいて多く交付された分については、精算で返還させていただくというものでござい

す。

それから、26年度が3つ項目がございます。25年度につきましても、やはりこちらも25年度中に行ったものについてですが、再度精査を行ったことによる返還金が発生したものでございます。

それから、そちらの項目の一番下にあります22年度から25年度の保育対策等促進事業費の補助金の返還金2,082万5,000円につきましては、22年度から25年度までの保育対策等促進事業補助金のうち、延長保育促進事業等に係る部分の算定につきまして、この24年度分について算定に誤りがあったということで、会計検査において指摘を受け、再算定を行って返還金が発生したものでございます。本年度中に返還が求められる予定ということで、こちらに補正として計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、ここに書いてある26年度とそれから25年度の38万3,000円と、最後の2,082万5,000円とは理由が違うということによろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 理由が違うといいますが、26年度の精算返還金というものについては、一般的に交付金を概算で交付を受けて、翌年度に多くもらい過ぎたか、26年度が確定して翌年度に精算をするというのが交付金補助金の一般的なサイクルになっておりますので、その部分とこの項目の一番下にあります22年度から25年度というものは、理由が違うといいますが、一般的な流れの中ではなく、会計検査において再算定を行って返還を求めるということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） すみません、理解が私にはよくできないので。上の3つとその下の26年度の38万3,000円は、それでは一番下のものは過誤によるという説明だったと思うんですが、過誤によったものではないという理解でよろしいんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） こちら、上段の上の部分については、自主的に通常の業務の中で計算の算定をし直して、確定後の精算という形で返還させていただいたものでございます。一番下にございます22年度から25年度というものは、今、議員がおっしゃったように、過誤によって指摘を受けて返還が生じるものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） しつこいようなんですが、上の3つとその4段目の26年度の部分については、では職員の方が間違っただけではなくて、返すということですか。同じ理由で片方は自主的に間違っただけで返す、下の4年間の分は会計検査で見つかったので返すと、理由は同じというふうではないわけですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 記載の上の部分といいますが、上記に書いてある部分については、通常の業務の中で多目に交付金を一般的に受けるのが常でございます。過誤ということではなくて、最後に精算をするという形を補助金、交付金というのはとってございますので、誤りによってということではございません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） それでは、一番最後の2,000万円の部分についてをお聞きしたいんですけども、これ4年間の分になっているんですが、4年間にここにかかわった職員が何人だったのか教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 現在、その、これだけの返還金が発生したということを経営報告をしている最中でありまして、その件に何人かかわったか、何人がその業務を担当していたかということにつきましては、現在詳細について調査中でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 27年3月9日に会計検査からこのことを指摘を受けたというように11月に説明を受けています。今もう12月のきょうは半ばになっているんですが、その指摘を受けてから今までどなたが計算を、過誤というのは間違っただけ、誤ったということなので、間違っただけということをお聞きしたいのですが。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） ただいま、子ども未来部長がお答えしましたとおり、当時の担当者、当然国から通知が来て、その通知に記載された状況を、内容を十分に把握できなかったというところが1つの誤りの部分でございますので、まず、その通知が来て受け取ったときの担当者、それからそれ以降、その誤りについて確認ができなかった担当者ということで確認を進めているというのが現状でございますが、実際に今、返還金につきまして

は、要するに追徴分というものが徴収されないというような方向で調整が進んでおります。これはまだ確定ではございません。当然追徴分、要するに利息に当たる部分かと思いますが、そういったものが発生した場合には、より重い職員の処分というふうなことがこれまでの流れの中でございましたので、そういった部分も、額が確定し、この要するに返還の内容も確定した時点でしっかりと処分をするというふうな考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） ここで、間違えたということについては、時間の単位を平均対象児童数と単位を誤認したということなんですが、そのもう少し詳細を、何をどう間違えたのかお聞きしたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 延長時間の認識、国の規定を理解していなかった、理解が不足していたということですが、延長時間内の平均児童数が30分を超えて6人以上という国の規定、それから延長時間の平均児童数が1時間30分を超えて平均3人以上というそれぞれ国の規定がありまして、それをそれぞれの条件を全て満たさなければ、基本的には延長を幾ら行っても30分の延長に関しての交付金しか受け取ることができないというものを、それぞれ平均児童数が存在しないとしても、1時間とか2時間とかという単位で請求を行っていたということが主な間違えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） ただいまの説明をざっくり聞いていたとしても、さほど複雑で、例えば高校の数学が要するようなものではないように感

じましたが、そういった間違いをきちんと国なり県なりから通達が来て、それを担当の職員が計算なりを、あるいはそれを理解して、そして管理の責任の方もいらっしゃるわけですが、そういうことをそんなに難しそうには私には感じなかったんですが、それを4年間もどなたも気がつかなかった体制という、どういう体制でこれをずっと4年間続けていたのかお聞かせいただきたいです。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 体制はそれぞれ担当の者がおりまして、担当が計算をして、当然のことながらその上司に決裁を仰ぐということで、県のほうに補助金の申請を行っていたところですが、補助金のその計算を行うそもそものシートのところに、そういう区分分け等が記載をする形にもなっていない等々のこともありまして、あとは本来、市の延長保育に対しての、1時間という単位で理解しながらやっていたものですから、その辺のところでは過誤があったというところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） これ、12月の補正予算の審査をするに当たって、つまり予算を四千何百万ここで出すという話の中の2,000万幾らかなんですが、これは私たち含めて那須塩原市の住民が払った税金の中から返すということだと思えます。ですので、これを出していいかどうかというのを私自身が判断をする、今付託されている住民の方から説明を求められたときに、きちんと説明ができなければならないので、その判断をするために今こうやって質疑で聞いています。

ですけれども、今まで部長がお話しになったことを聞いておりますと、やはりちょっと説明がで

きません。それで、二千何百万を指摘されたのが3月で、今もう12月で結構な時間がたっていると思いますのに、まだ何か原因がはっきりしないというその理由がいま一つわからなくて、市民の税金から2,000万を予算としてここで補正で出してくれということのやっぱりはっきりとした説明をいただきたいです。これはなぜここで2,000万が出てくるのかという、間違っていたのはどなたなんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 山本議員の今のお話の中で、1つ大きなずれがあるんだと思います。再三、子ども未来部長がご説明申し上げていますが、この補助金につきましては、概算でまず交付をいただく、その際にはこの流れにのってちょっと多目にいただくというふうな形をとります。

ですので、多目にいただいた分がどうかきっちり対象年度の実績に合わせて計算をした結果として正しい補助金の額の数字が出てきます。その正しい補助金の額の数字と、それからいただいている額の補助金の数字とで差があれば、それは多目にいただいた分は、これはお戻しすると、お返しするのではなく、お戻しするというふうな取り扱いになっているというのが、これが年度年度ごとにいただいている補助金の取り扱いでございます。

ただ、1つ、22年度から25年度の保育対策等促進事業補助金の返還金については、こちらのほうで制度の内容、補助金の内容の熟度が足りない形で会計検査で指摘を受けた分を指摘を受けたということで、お返しをするという形にはなりますが、これも多目にいただいてしまっていた分ですので、それをお戻しするというのがこの金額の取り扱いになってまいります。

ここに、例えば先ほど申し上げました利子等が存在すれば、それは市民の皆様の税金を使うことにはなると思いますが、あくまでもこの補助金についてはそういった制度の中で、よりちょっと多目にいただいたものを次年度に精算をしてお返しするという中で取り扱っている部分でございますので、ご理解をいただければと思いますし、その会計検査の手順の中でこの金額の確定等の手続等が進んでまいりますので、それについては年度内というふうな取り扱いというふうになってございまして、先ほど子ども未来部長が申し上げましたとおり、要するに幾らになるんだというふうなところについては、年度内に請求が来るというふうな話になっております。それが確定した段階で、担当していた職員、それからその管理監督責任のあった者についての処分については確定をしたいというふうを考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 国の補助金を多目にいただいていたんだらば、22年度は多目にいただいた分をそこいただいたものから返せばいいわけですし、23年度も24年度も25年度も多目にいただいているんだらば、そこで最後に調整をして返せばいいものだと思います。

これはそうでなくて、過誤により、つまり最初の基準の考え方が国や県から示されたものとは違うように理解をしてしまった職員がいたので、多分指摘をされたものだと思います。

これを今になって、この二千何百万は多目にいただいたものを多目にいただいた補助金から返すのではないでしょう、この補正予算に出てくるということは、これは本来、返さなくてよければ、この2,000万はほかのものに使えるという市民の税金ではないでしょうか、というふうに私は理解

しますので、副市長のお話は理解できません。

ですので、多目に予算を取ってというのはわからなくはないですが、例えば足りない分は補助金で後から請求したりもしているので、この説明にはちょっと私には理解しがたいのですが、責任については今後だということをおっしゃったんですが、今はつまりこの2,000万については全部市民の税金で賄うという理解でよろしいわけですね。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） この補助金が使われているのは延長保育の部分だったというふうに説明をさせていただきました。延長保育については、先ほど子ども未来部長がお話ししましたとおり、市とそれから民間の保育事業者さんとの間での委託契約というふうな形で事業を行っておりました。新制度に変わってからはまた形を変えているんだと思いますが、この22年度から25年度については委託契約を結んで、民間の保育事業者さんと市との契約のもとに事業を実施いたしました。

その際には、市のその委託契約の基準は、先ほど子ども未来部長が申し上げたとおり、1時間単位というふうなことの基準でお支払いをしております、それに基づいて民間の保育事業者さんはその事業を実施いただいたということですから、応分な対価としてお支払いを市のほうではさせていただいたという認識でございます。

ただ、そこに充てられる国の補助金の算定の仕方が違っていたから多目に請求をしてしまったので、それは会計検査で指摘を受けたので国にお戻しをするというふうな流れでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 私は、この補助金がどこどうしたかということの問題にしているの

ではなくて、今回この12月の補正予算の中で、少なくとも過誤なんですから、どなたかが間違っただけで理解をして補助金をもらったものを返すのに、改めて補正で市民の税金を使う方がいいのかどうかを判断するために聞いているので、この下だけがそうだと考えても、2,082万5,000円を本来間違わなければ返せばいいわけで、ここで市民の税金を補正で出してくるものではないと思うので、その説明を求めているんです。これは責任をどこに、どういう責任をおとりになるつもりなのか、それでは。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） ちょっと時間をいただいて。

例えば、22年度です。22年度に500万のこの補助事業を実施しようとしたときに、国から例えば250来たとして。市が250そこに市民の皆様からの税金を加えて事業者さんに500万払ったというふうにします。ただ、その国から本来は250ではなくて、150しか補助金が来ないはずだったというふうな修正でございますので、その時点で当然のように足りない350は支払うべきだったというふうな考え方でございます。ですので、年度はまたがりますけれども、支払うべき市からのお金はそれは間違っていないと、要するに正しい額に修正するというふうな考え方になるんだと思います。

要するに、それを今払うか、22年度のときに市の税金を使うかというふうなそのずれであるというふうに認識をいただければと思いますし、責任については、当然その書類を見た者が要するに正しく理解できなかったというところがありますし、当然この支払いに関しましては所管の係長、所管の課長、そして部長というところの決裁になるかと思えます。その部分でその制度をよく理解できなかったというところについては、当然の落ち度

であるということで、処分は必要と考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 今の説明を聞いていると、職員が何か間違いを起こして、たくさん補助をもらって、使ったものはいいいんです。私はここに補正として2,000万載ってきているものは、本来ここで市民の税金を使うものではなかったはずなんです、多分計算を間違っていなければ。それなのに、計算を間違っただけでこの時期、3月にもう指摘をされたのに12月まで、どなたに責任があるかは今、検討中だとさっきお答えだったんですが、今それを精査しているというようなことをおっしゃっていましたが、間違っただけで、改めて市民の貴重な税金をこうやって支払うことに対して半年以上も、責任の所在はこれからだというようなことでよかったですら、市の職員が間違っただけでみんな後で市民の税金で補填すればいいというような考えになってしまうような気がしますので、これでこういう予算の出し方でいいのかどうか、チェック体制がどうなっているのか、私はお聞かせいただきたいと思えます。

半年どんなことをやって、このことに対してやってきたのか説明をしていただかないと、これを出すことには私は納得ができません、説明ができません、市民に対して。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 先ほど、私が22年度のときの補助金の額についてご説明をさせていただいた部分で、皆さん、納得いただけませんか、どうでしょうか。処分については……。

議長（中村芳隆議員） ここで暫時休憩を入れます。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 先ほど途中になってしまいました。この平成22年度から平成25年度の保育対策等促進事業補助金返還金につきましては、先ほど申しあげましたとおり、こちらの職員の基準の考え方の誤りによりまして、多目にお預かりした部分を正しい額に戻して、その要するに超えている部分のみをお返すするというふうな考え方でございますので、本来その部分、お返す部分については、例えば22年度の事業であれば22年度のときに一般会計の要するに税金の中から、市民の方々の税金の中から充てる部分であったものを、実際には今回補正という形で対応させていただくというふうなことになりますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 補正予算執行計画書から質問いたします。

ページ、6ページの3款1項1目生活困窮者自立支援事業で学習支援員413万1,000円、補正予算で計上されておりますが、その支援員の人数をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今回お願いしております学習支援員の額に対応する人数というのは、38人分の賃金の増額という形でお願いしていると

ころでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

続きまして、同じく6ページの3款民生費、2項1目の子ども・子育て支援事業におきまして、新規で子育て支援員研修とありますが、その研修の内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） こちらの研修の内容というご質問ですけれども、こちらは今年度から始まりました子ども・子育て支援の新制度におきまして、国から示されております育児経験者が研修を受けることによって、子育て支援員という資格が与えられまして、小規模保育利用者支援事業、放課後児童クラブ等において働くことができる仕組みづくりというものが提案されてございます。

これにおきましては、栃木県におきまして研修を予定するというので、今回各市町の人口に応じた負担金の割り当てが決まりましたので、計上させていただいております。

その研修の内容、詳しい内容については大変申しわけございませんが、現在まだ示されていないところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 内容は今決められていないということだったんですが、これの研修に育児経験者による研修ということなんですけれども、希望者とかは出ているのかどうかお伺いをいたします。大体何人ぐらいの人数で考えているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 人数等も、この研修の詳しい内容がまだ示されておりません。負担金の額の提示だけなものですから、今後どういう形で募集をしたりというのは詳しい日程等が出てからになりますので、現在ちょっと申しわけございませんが、お答えできない状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解いたしました。

続きまして、3款民生費の1項3目母子衛生費、妊産婦医療費助成事業におきまして、妊産婦医療費助成が今回補正で出ておりますが、こちらの理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 8ページになるかと思えます。

妊産婦医療費の助成事業につきましては、当初の見込みよりも助成の件数が増加したことにより、補正として計上させていただいております。人数等、過去の妊産婦の登録をされている方については、特に今回ふえている状況にはございません。10月1日現在で過去のデータをずっと拾っているところなんですけれども、人数もふえているわけでもございませんし、助成の件数自体もふえている状況にはありませんが、実績として1件当たりの助成の金額が、助成単価ですね、が、ちょっとふえている状況でございますので、3月までちょっと厳しいだろうという見込を立てたところで、今回補正のほうを350万ということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 単価がふえているという

ことなんです、その単価のふえた理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 単価がふえた直接の原因というのは、医療費の助成の申請のところには病名等の記載がないので、具体的な理由というのは申し上げられないところですが、窓口で実際に受け付けている担当のほうから聞いた話によりますと、いわゆる切迫流産とか切迫早産とかですね、そういうことで該当する方がちょっと見受けられたのが全体的な単価の増につながっているのではないかとということで推測はしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

続きまして、ページ、11ページの10款教育費、1項4目学校運営支援費、外国語教育推進事業におきまして、やはり新規で小中一貫英語教育カリキュラムとありますが、この内容をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 小中一貫英語教育のカリキュラムでございますが、今年度1年をかけて、小中一貫教育9年間を見通した英語教育の各学年毎にどのような授業を行ったらいいかということで検討してまいりました。そういったものがおおむね完成しましたので、それを印刷に回して各小・中学校の先生方、またALT等に指導のいわゆるマニュアルとして配布する予定で今回印刷製本費を計上したものでございます。

ちなみに、中身としましては日本語版と英語版2種類を作成しておりまして、日本語版は約

1,000ページ、英語版は300ページ等になろうかと思っております。

また、冊数につきましては、日本語版が400冊強、英語版が60冊程度ということで考えているものです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） 先ほど、山本はるひ議員の部分と同じなのですが、7ページの部分の返還金の部分で、22年度から25年度の返還金、これについてお伺いを1点だけしたいんですが、これ見させていただきますと、歳入の部分では返還金といいますが、そういったものが全然歳入では見られておりませんが、実際のところにおきますと、これは歳出、22年から25年にかけて市のほうの基準に基づいて算出し、認可保育園のほうにお金は全ていっているんだろうと思うんですね、この二千何百万も含めまして、そうすると単純に考えた場合には、算出の方法が間違っていれば間違えて支払った金額に対しては、返還をしてもらうのが当然ではないかと思うんですが、その辺が歳入で見られていないという理由についてだけお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） こちらの交付金につきましては、先ほど副市長のほうから答弁させていただきましてとおり、民間保育園と委託契約を交わして、市の基準において歳出していた分になっておりますので、民間保育園には返還を求めないこととしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） そうしますと、契約を結ぶ段階においてもミスがあったと、ミスといい

ますが、国の基準による算定方法じゃない形での金額で契約をしてしまったんで返還は求めないということでもよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 契約につきましては、本市の延長保育に関する基準、公立の保育園の基準で1時間当たりということで延長保育をやっておりまして、それに基づいて委託契約をしていたということでございます。

国のほうは、また別の補助金の交付要綱、国の要綱に基づいて委託契約を行っていたわけではございませんので、国には国のまた別の交付に関する基準というのがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） 了解しました。

続きまして、執行計画書の11ページ、教育費、10款1項2目大山小学校駐車場分筆登記ということで新規で上がっておりますが、これの内容につきましてご説明をお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 大山小学校につきましては、現在道路を挟んだ位置に学校の駐車場というものを設置しておりますが、実はこの一番奥地のほうに未利用になっている部分がございます。その土地について一部利用したいというような申し出もあったものですから、今後譲渡ということになれば、土地を分筆をして譲渡等の手続を行う必要があるものですから、今回それに係る経費を34万6,000円計上したものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） 未利用ということでは

が、これ一帯的に大山小学校の駐車場ではないんでしょうか。大山小学校の駐車場の一部を分筆をして売却をするということであれば、未利用という部分ではないんじゃないかと思うんですが、その辺の理解の仕方をちょっとお願いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 未利用という表現を使わせていただきましたが、現在の土地につきましては、相当の面積がありまして、大山小学校の保護者も含め、利用する面積については、今回市が保有している土地の全てを利用して駐車場として使っているわけではございませんで、特に一番奥地については、ある意味、管理はしているんですが、草が生い茂っているとかということで、現実的には駐車場としての利用がなされていない1つの市の土地がございますので、その部分を未利用地ということで表現をさせていただきました。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） これ、希望者といいますが、使いたい方がいるんで売却を考えられるということでございますけれども、売却といいますが、使いたいから売ってほしいという希望があれば売るという考え方でよろしいんでしょうか。

一般的に公共用地、市で持っています市有財産の未利用ですね、使わなくなったもの、行政財産じゃなくても使わなくなったものにつきましては、一般的には公募といいますか、入札をしていただいて、一番高い方の売却に売るという形でございますが、希望者がいるから分筆をして売却をするという考え方ですね、この辺の考え方についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市有財産、市の土地につきましては、今、議員おっしゃられるように、一般的には公募をかけて、例えば一円でも高く希望される方に売却する、払い下げをするというのが一般的な利用になっているかと思いますが、実は、市の所有する土地の中でも、狭隘であったり接道がなかったり、いろんな条件がございます。そういった中で、これまでも大きな街路整備をした際に、一部残地として残っているようなものについては、隣接者がまず利用できるということであれば、そちらに払い下げてきた経過もございます。

今回の土地につきましては、周辺が一部公道に接していないというような土地で、今回隣接する方が利用するに当たっては一番利用しやすいというような条件。また、公募しても利用することができない、ほかの人では利用できないというような条件もあったものですから、今回、隣接の方からの希望を受けて、払い下げについて今、整理をしているというような状況です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） 狭隘な土地、それからそういう土地につきましては、部長のご答弁のとおりだと思います。

ただ、今回出ているのは、道路に接していない接しているという問題よりも、大きい土地を分筆をして売却をするということですから、大きい土地そのものが全く道路にも面していないということは、駐車場ですからあり得ないと思うんですよ。

それをあえて分筆をして、その特定の人にだけ売却をするという物の考え方がどうなんでしょうかということをお聞きをしているんで、狭隘な土地を隣接者に売るといのは十分わかります。それから、袋路の土地も隣接者ということも十分わ

かります。ですけれども、今回は分筆をしてまで売却をするという物の考え方がいかかということをお伺いしているんです。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 議員おっしゃるとおりの部分ももちろんあるかと思えます。たまたま今回の対象となっている土地につきましては、先ほども申し上げましたが、地形としては一部飛び出しているような部分がございます。もちろん、それ以外のところは公道に面しておりますので、もちろん駐車場として利用しているわけなんですけど、今回の対象となって私どもが考えている部分につきましては、非常に奥まっていて、管理も正直、十分に行き届いてないような部分がありました。

そういった部分も含め、市の財産の有効活用ということで考えたときに、大山小学校の現在の駐車場の利用状況からすれば、今回払い下げの希望があった部分については、仮に民間に払い下げても、十分残りの土地で機能が果たせるというような考えもありましたので、今回払い下げを行い、有効に利用されていない部分の市有財産を活用できればというような考えもあったところでございます。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） あとは、当然常任委員会のほうに付託をされまして、常任委員会のほうで公図等で細かい説明があるかと思えますので、あとは常任委員会のほうに後で結果をお聞きするような形をしたいと思います。

続きまして、12ページに三島公民館の駐車場整備ということで今回上がっておりますが、この駐車場の整備につきまして、この土地につきましては、市有地であるのか借地であるのかお伺いしたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回補正をお願いしている三島公民館の土地につきましては、あくまで民有地でございます。公民館の北側の雑木林でございますが、そちらについて今回地権者の方から利用についてご理解が得られたものですから、当初予算で整備する方向で事業を進めておりました。事業完了後についても、あくまで借地という形で利用させていただきたいということで考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） わかりました。そうしますとこれ、今回のやつ補正の中で載っていないんですが、立木の伐採関係ですね、それにつきまして伐採の経費、あるいは伐採に対します地主に対する補償という部分についてはどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 立木等につきましても相当立ってるものですから、そちらもあくまで事業の中の1つの工事として積算をしておりますので、もちろん立木補償ももちろん考えなければなりませんけど、あくまで駐車場の整備に係る全体の工事費の中で造成をするということで、借地をする際の単価等への反映はあえて見ておりません。工事費のみで立木の伐採、抜根処理は行うということで考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、12月補正予算書の8ページ、第2表、債務負担行為補正についてですが、指定管理制度に係るもので、大体平成22年度から27年度までの金額に500万円前後のプ

ラスになっているのが多いと思うんですが、その中で青木サッカー場管理運営費、こちらが平成22年度から27年度が恐らく7,500万円ぐらいだったと思うんですが、今回の補正で1億6,298万円というふうになっておりますが、倍近くなるというこの理由についてお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 青木サッカー場の管理運営費が増額になっているということでございますが、これまで整備をしておりました人工芝2面、天然芝1面、その経費に加えまして、今回整備をしようとしておりますDグラウンドのそちらの管理も今後出てくるということもありますので、実際に管理すべき対象となる面積等がある意味多くなってきたということも踏まえて、必要な部分を積算させていただいた結果がこの数字になっておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、その管理に係る費用としましては、例えば今までよりも相当な人員の増員が必要だとかというようなことなんでしょうか。それともそれに係る設備が必要だというふうな積算なんでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 人間的にという部分と設備関係ということになると思うんですが、人的には、ちょっと今資料を再度チェックはしたいと思いますが、極端にふえるということではなく、やはり管理する時間がふえるとか、そのときに管理に必要な職員を管理に必要な時期だけ導入するとか、そういった部分も出てきますので、そういった積み上げの中で今回出ております。

もちろん、設備等についても、今ある設備が老

朽化しているとかそういったものもございますので、そういった部分を含めて積み上げた結果になっております。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、議案第87号一般会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第88号～議案第92号の

質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第4、議案第88号から議案第92号までの特別会計補正予算案件5件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第88号から議案第92号までの特別会計補正予算案件5件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第93号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第5、議案第93号 企業会計補正予算案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第93号 企業会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第105号～議案第109号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、議案第105号から議案第109号までのその他の案件5件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第105号から議案第109号までのその他の案件5件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第110号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、議案第110号 姉妹都市の提携案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第110号 姉妹都市の提携案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案の各常任委員会付託について

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第8、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第87号から議案第110号までの24件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、各委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情等の関係委員会付託について

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、請願・陳情等の関係委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された請願1件、陳情5件及び継続審査となっている陳情1件の合計7件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり、関係委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、各委員会に付託いたします。

関係委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時01分